

「規定 2. 総合口座取引規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

改正後 (新)	現行 (旧)
1. (総合口座取引に係る契約の成立) (省略)	1. (総合口座取引に係る契約の成立) (省略)
2. (総合口座取引) (省略)	2. (総合口座取引) (省略)
3. (取扱店の範囲) (省略)	3. (取扱店の範囲) (省略)
4. (定期預金の自動継続) (省略)	4. (定期預金の自動継続) (省略)
5. (預金の払戻し等) <u>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときの記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u> (2) (3) (省略)	5. (預金の払戻し等) <u>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。(変更)</u> (2) (3) (省略) <u>(4) 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。(削除)</u>
6. ~9. (省略)	6. ~9. (省略)
10. (印鑑照合等) <u>第 5 条第 1 項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u>	10. (追加)
11. (即時支払) (省略)	10. (即時支払) (変更) (省略)
12. (解約等) (省略)	11. (解約等) (変更) (省略)
13. (差引計算等) (省略)	12. (差引計算等) (変更) (省略)
14. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)	13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (変更) (省略)
15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)	14. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (変更) (省略)

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
(省略)

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
(省略)

18. (未利用口座管理手数料の取扱い)

(1) 未利用口座管理手数料は、当金庫ウェブサイトで公表する未利用口座に対して適用します。

(2) この預金は、当金庫ウェブサイトで公表する一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

(3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として引落し後、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(5) 第3項により解約された口座の再利用はできません。

(6) 第1項から第5項に定めのない事項については、当金庫ウェブサイトに掲載するものとします。

19. (規定の変更)
(省略)

以 上

15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (変更)
(省略)

16. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (変更)
(省略)

(追加)

17. (規定の変更) (変更)
(省略)

以 上